

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(高浜1, 2, 3, 4号炉設置変更(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策))【13】」

2. 日時：令和2年6月12日 16時00分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席(※・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

岩田安全管理調査官※、名倉安全管理調査官※、江壽企画調査官、中野上席安全審査官※、深堀上席安全審査官、石井主任安全審査官、井上主任安全審査官、永井主任安全審査官※、藤原主任安全審査官、松野安全審査専門職、立元審査チーム員※、府川審査チーム員、杉原技術参与※

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力技術部長 他17名※

5. 要旨

(1) 関西電力から、高浜発電所の原子炉設置変更許可申請(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策)について、本日の提出資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行ったが、十分な事実確認ができなかったことから、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

○まとめ資料について、審査会合における議論の経緯、及び基準への適合性に関する説明を第I編(申請の内容)、第II編(適合性の確認)及び第III編(警報なし津波の審査の経緯)に再構成し、整理すること。このうち、第III編については、今回申請する津波防護対策がこれまでにない対策であることを踏まえ、断片的な情報とせず、審査会合での議論の順に、議論毎の検討のプロセスを割愛せずに整理して示すこと。あわせて、適切に再構築した第III編の内容との関連性に留意して整理した上で、第II編で示す内容を検討すること。

○上記以外の関連条文に対する適合性に関する説明については、既許可・既認可の案件における審査対応の考え方を確認したうえで、今回の申請の特徴も鑑み、必要な説明項目を抽出し、各々について、審査会合での議論を踏まえて整理すること。

○津波シミュレーションについては、作業品質管理の観点から当該解析作業の適切性を確認し、結果を説明すること。

○P.23の表5について、審査においては、実力評価ベースではなく、既許可ベースが主体となるので、実力評価は補足的な扱いであることが明確になるよう修正すること。合わせて防潮ゲートの閉止手順については、取水性と同様に外郭防護の対策であることを明記すること。

○一般車両の運用のうち、別紙4に記載の内容は、方針であって決定事項ではないこ

とを示すこと。また、後続規制で成立性を確認する項目（方針）等についても明記しておくこと。

○P. 149 燃料等輸送船の記載について、警報+荷役で緊急退避しないと記載されているが、その方針を第Ⅰ編で明確化すること。

○防潮ゲートのトリガー設定（P. 80 「7. 1. 1 背景」の第3パラグラフ）について、従来は許可の際に策定している入力津波について、基準津波3及び4のうち、津波防護対策に係る入力津波については、設工認にて策定することの理由を第Ⅲ編で示すこと。

○P. 69 表2に示されている要求事項に対する適合性確認結果については、誤記であることから訂正するとともに、この種の誤記の有無について、審査資料全体を対象として、作業品質管理の観点から確認を行うこと。

○潮汐変動に関するデータ拡充については、潮汐変動整理結果の妥当性確認に用いる、長期観測結果（年次や月次レベル）を統計的に処理したデータを提示すること。

（3）関西電力から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・高浜発電所 原子炉設置変更許可申請 【津波警報が発表されない可能性がある津波への対応に係る補足説明資料】

以上